

第 8 回 北川流域委員会 議事骨子

平成 20 年 9 月 8 日 (月)、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」において第 8 回北川流域委員会が開催されました。

報告では、これまでの北川流域委員会において委員より発言のあった質問事項や疑問点について、河川管理者より説明がなされました。

議事では、河川管理者より「整備計画の目標における基本的な考え方」および「住民意見聴取の方法」について説明がなされました。

また、福井県より、県が管理する区間において策定が進められている北川水系河川整備計画(県管理区間)の進捗状況について説明がなされました。

報 告

第 7 回流域委員会での委員からの疑問や質問について、河川管理者より説明がなされました。質問の内容は以下の通りです。

昭和 30 年代前半と現在との「川の蛇行・瀬・淵等」の変化について、定量的に示してほしい。また、河床勾配の変化についても示してほしい。

北川の正常流量に与える河内川ダム効果を定量的にしてほしい。

遠敷川より下流を 50 年確率で整備するとしているが、遠敷川より上流の確率年を示してほしい。

「非毎年」についての説明をしてほしい。

基本方針でも使われていた 5 時間雨量の設定について教えてほしい。

整備計画流量を対象とした流量確率の検討結果を示してほしい。

井ノ口川の流域は 6 万 9000 人で、笙の川が 2 万 5000 人について、確認してほしい。

委員からの主な発言

川の蛇行や瀬・淵の変化の状況を確認するため、昭和 21 年頃の米軍の航空写真を提示してほしい。

昭和 30 年代前半以降、低水路幅や砂防工事等何が変わったのか示してほしい。

議 事

(1) 整備計画の目標における基本的な考え方

第 7 回流域委員会で説明を行った「河川整備の目標」について、河川整備計画(原案)に記載する際、冒頭に下記の 3 行で「基本的な考え方」を表示したい旨が河川管理者より説明がなされ、承認されました。

「基本的な考え方」

北川の洪水特性を踏まえて安全で安心して暮らせる河川整備の実施と危機管理施策の推進

北川の水環境や歴史を踏まえた河川整備と、環境を考慮した利水・利用の推進
河川環境の把握、保全及び回復、維持管理の充実、適正な河川利用の維持と、自治体や住民等との連携・協働の促進

(2) 住民意見聴取の方法について

北川水系河川整備計画(原案)に対する住民意見聴取の位置づけ、参考として九頭竜川での住民意見聴取の実施状況について説明がなされるとともに、北川の住民意見聴取(案)について、河川管理者より説明がなされました。

北川の住民意見聴取(案)について

住民意見聴取方法について(案)

- ・住民説明会を開催して、その場で直接住民から意見を聴く「集会形式」と、郵送、メール、FAXにより意見を聴く「意見募集形式」を行う。

意見募集形式について(案)

- ・河川整備計画(原案)の閲覧は、福井河川国道事務所、小浜市役所、若狭町役場等6カ所とする。
- ・福井河川国道事務所ホームページで河川整備計画(原案)、概要版パンフレットの閲覧等ができるようにする。
- ・河川整備計画(原案)の概要版パンフレットを閲覧場所に設置する。

集会形式について

- ・住民説明会は河川管理者の主催で実施する。
- ・開催時期は河川整備計画(原案)公表後、約10日以内とする。
- ・開催場所と開催回数は小浜市域と旧上中区域で各1回とする。
- ・開催日時は平日の夕方(概ね19時~21時)とする。
- ・住民説明会への参加資格は設けない。
- ・事前参加申し込みは行わず、当日会場での先着順とする。

住民意見聴取の周知について(案)

- ・開催の周知については記者発表、ホームページ、新聞折り込み広告とする。
(自治会回覧も開催日程より可能であれば実施する。)

意見の受付方法と期間について(案)

- ・意見の受付方法は郵送、メール、FAXのみとし、電話による受付は行わない。
- ・受付期間は河川整備計画(原案)公表から約1ヶ月とする。

寄せられた意見の公表について(案)

- ・意見受付終了後、意見ならびに質問・回答をホームページで公表する。また、ホームページを利用できない方などのため、河川整備計画(原案)閲覧場所において閲覧できるようにする。

委員からの主な発言

住民意見聴取方法について(案)

- ・(案)の通り了承されました。

意見募集形式について(案)

- ・(案)の通り了承されました。

集会形式について(案)

- ・住民説明会の名称は、「公聴会」など意見聴取に主眼をおいたものにしてはどうか。
- ・開催場所については、雲浜地区や国富地区など河川整備計画に関心の高い地区でも開催してはどうか。
- ・住民説明会で河内川ダムの環境への影響など、県管理区間の質問に対応できるように体制を整えて欲しい。

- ・それ以外については（案）の通り了承されました。
- 住民意見聴取の周知について（案）
- ・自治会回覧は、全員の回覧に必要なため、各市町の広報誌に広告の折り込みを検討してはどうか。
 - ・小浜市、若狭町ではケーブルテレビを見ている方が多いので、ケーブルテレビでの広告についても検討してはどうか。
 - ・河川整備計画が30年間の計画ということであれば、現在の中学生や高校生が大人になったときに担わなければいけない環境なので、若い方の参加を促すような広報等を検討してはどうか。
 - ・それ以外については（案）の通り了承されました。
- 意見の受付方法と期間について（案）
- ・（案）の通り了承されました。
- 寄せられた意見の公表について（案）
- ・九頭竜川では住民からどれぐらいの意見や質問があったのか教えて欲しい。
 - ・それ以外については（案）の通り了承されました。

事務連絡等

北川水系河川整備計画（県管理区間）の進捗状況について

福井県より、北川水系河川整備計画（原案）（県管理区間）の概要や策定の進捗状況について以下の通り説明がなされました。

北川水系河川整備計画（原案）（県管理区間）では、計画的な整備が必要な本川の北川と、平成16年10月の台風23号により家屋の浸水被害が発生した江古川を対象河川として、河内川ダムの整備などを計画に盛り込んでいます。（原案）の内容については「嶺南地域流域検討会」で審議済みであり、7月上旬と8月上旬には住民説明会が実施されています。現在、住民説明会の意見のとりまとめや、関係部局・滋賀県などへの意見照会を行っており、その後、国土交通省への申請を予定しています。